

第5号議案

P T A規約の改定について

理由：本部役員の負担軽減のため、規約の改定を行いたい。

※参考：第19条（規約の改定）

この規約は総会において出席者の過半数の賛成により改定することができる。

現 行	改 定（案）
<p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 会議</p> <p>第15条 総会</p> <p>本会は、総会をもって最高議決機関とする。</p> <p>1 定期総会は年2回とする。但し、会長及び実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上（委任状も含む）の要請があったときは臨時総会を開くことができる。</p> <p>2 年度初めの総会において、前年度の活動及び決算報告をし当年度の活動計画と予算の審議を行う。また、役員承認とその他重要事項の審議を行う。</p> <p>3 年度末総会において、次年度の役員（一部）の承認とその他重要事項の審議を行う。</p> <p>4 P T A総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに、「招集による決議」または「書面（電磁的記録を含む）」のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>5 総会は会員の2分の1以上（委任状も含む、書面総会は回答書）をもって成立し決議は出席者の過半数をもって可決する。</p> <p>（略）</p> <p>第8章 付 則（第19条～第21条略）</p> <p>第21条 規約の施行</p> <p>（略）</p> <p>11 この規約は令和6年4月1日に改定実施する。</p> <p>※第13条及び第17条1を一部改定する。</p>	<p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 会議</p> <p>第15条 総会</p> <p>本会は、総会をもって最高議決機関とする。</p> <p>1 定期総会は年1回とする。但し、会長及び実行委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上（委任状も含む）の要請があったときは臨時総会を開くことができる。</p> <p>2 年度初めの定期総会において、前年度の活動及び決算報告をし当年度の活動計画と予算の審議を行う。また、役員承認とその他重要事項の審議を行う。</p> <p>3 P T A総会の決議は、定期総会・臨時総会ともに、「招集による決議」または「書面（電磁的記録を含む）」のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>4 総会は会員の2分の1以上（委任状も含む、書面総会は回答書）をもって成立し決議は出席者の過半数をもって可決する。</p> <p>（略）</p> <p>第8章 付 則（第19条～第21条略）</p> <p>第21条 規約の施行</p> <p>（略）</p> <p>11 この規約は令和6年4月1日に改定実施する。</p> <p>※第13条及び第17条1を一部改定する。</p> <p>12 この規約は令和7年3月25日に改定実施する。</p> <p>※第15条を一部改定する。</p>